

公益財団法人宮崎文化振興協会 評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎文化振興協会（以下「協会」という。）定款第14条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは定款第11条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち、協会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、評議員等への報酬及び常勤役員の通勤手当をいう。
- (6) 費用とは、評議員等の職務の遂行に伴い発生する旅費をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員等の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員の報酬は、日額とし、評議員会出席の都度、定額を支給する。
- 3 常勤役員の報酬は、月額とし、毎月支給する。
- 4 非常勤役員の報酬は、日額とし、評議員会、理事会及び監事会出席の都度、定額を支給する。
- 5 評議員等には、賞与は支給しない。
- 6 月の途中における常勤役員の就退任の場合には、当該常勤役員について定められている支給月額を就任の場合は翌月から、退任の場合は当月に全額支給し、日割り計算は行わない。
- 7 常勤役員に対して、本協会より特別な任務を委嘱する場合には、別に報酬に関する規程を定め、報酬を支給することができるものとする。

(報酬の額)

第4条 評議員等の報酬は、別表第1に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、各評議員等の報酬等の各年度の総額は、評議員及び非常勤役員にあつては7万円、常勤役員にあつては450万円を超えない範囲の額とする。
- 3 前2項にかかわらず、会計監査にかかる報酬は、日額3万円とする。
- 4 前3項にかかわらず、評議員等が宮崎市の一般職及び特別職である場合は、報酬等を支給しない。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土

曜日又は祝日法による休日でない日に支払うものとする。

2 評議員等の報酬は、その金額を通貨で、直接評議員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その評議員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

3 評議員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第6条 評議員等が職務のため旅行(出張)をしたときは、旅費として、この協会の旅費規程に基づき、費用(交通費、日当、宿泊料(食事料金を含む。))を支給する。

2 評議員等が職務により評議員会、理事会その他の会議に出席するための費用については支給しない。

3 前項にかかわらず、評議員等が遠隔地から、職務により評議員会、理事会その他の会議に出席するため、特別の経費を要する場合には、この協会の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。ただし、常勤役員については支給しない。

4 費用は、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

5 評議員等が費用の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(通勤手当)

第7条 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする常勤役員が通勤のために要する費用については、月額5万5,000円を限度として、その全額を通勤手当として支給する。

2 常勤役員が私有の自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車(以下「自動車等」という。)を利用して通勤する場合は、次に定める額とする。

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 自動車等の使用距離が片道2km以上5km未満である常勤役員 | 2,000円 |
| (2) 自動車等の使用距離が片道5km以上10km未満である常勤役員 | 4,200円 |
| (3) 自動車等の使用距離が片道10km以上15km未満である常勤役員 | 7,100円 |
| (4) 自動車等の使用距離が片道15km以上20km未満である常勤役員 | 1万円 |
| (5) 自動車等の使用距離が片道20km以上25km未満である常勤役員 | 1万2,900円 |
| (6) 自動車等の使用距離が片道25km以上30km未満である常勤役員 | 1万5,800円 |
| (7) 自動車等の使用距離が片道30km以上35km未満である常勤役員 | 1万8,700円 |
| (8) 自動車等の使用距離が片道35km以上40km未満である常勤役員 | 2万1,600円 |
| (9) 自動車等の使用距離が片道40km以上45km未満である常勤役員 | 2万4,400円 |
| (10) 自動車等の使用距離が片道45km以上50km未満である常勤役員 | 2万6,200円 |
| (11) 自動車等の使用距離が片道50km以上55km未満である常勤役員 | 2万8,000円 |
| (12) 自動車等の使用距離が片道55km以上60km未満である常勤役員 | 2万9,800円 |

(13) 自動車等の使用距離が片道 60 k m 以上である常勤役員 3 万 1,600 円

3 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員については、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次の各号のとおりとする。

(1) 自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である常勤役員及び自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員 同条第 1 項第及び第 2 号に定める額

(2) 1 箇月当たりの運賃相当額（2 以上の交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1 箇月当たりの運賃相当額等」という。）が同条第 2 項に定める額以上である常勤役員（前号に掲げる常勤役員を除く。） 同条第 2 項に定める額

(3) 1 箇月当たりの運賃相当額等が同条第 2 項に定める額未満である常勤役員（第 1 号に掲げる職員を除く。） 同条第 1 項に定める額

4 通勤のため自ら駐車場を借り受け、月額 5,000 円を超える賃料（使用料を含む。）を支払っている常勤役員については、同条第 2 項及び第 3 項に掲げる通勤手当の額に月額 2,000 円を加算する。

5 同条第 1 項から第 3 項について、片道の距離が 2 k m 未満の場合には通勤手当を支給しない。ただし、交通機関をしなければ通勤することが著しく困難である常勤役員についてはこの限りではない。

6 通勤は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものとする。

7 常勤役員が出張、休暇その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤手当は支給しない。

（準用）

第 8 条 評議員等の費用の支給に関する詳細は、別に定める公益財団法人宮崎市文化振興協会旅費規程を準用する。

（公表）

第 9 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（委任）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮崎文化振興協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

(令和３年３月３１日までの間における通勤手当に関する特例)

２ この規程の施行の日から令和３年３月３１日までの間は、改正後の第７条第２項第１号から第３号までの規定の適用については、第１号中「２，０００円」とあるのは「３，４００円」と、第２号中「４，２００円」とあるのは「４，７５０円」と、第３号中「７，１００円」とあるのは「７，２００円」とする。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

区 分		報酬の額	
評議員		日額	８，０００円
常勤役員	理事長	月額	３１０，０００円
常勤役員	専務理事	月額	３１０，０００円
非常勤役員		日額	８，０００円